

社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償（旅費）に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償（旅費）の額ならびにその支給について定めることを目的とする。

（役 員 等）

第2条 前条に規程する役員等とは、次にかかげる者をいう。

- （1）理事・評議員
- （2）監事
- （3）各種委員会役員
- （4）その他会長が必要と認めた者

（報 酬）

第3条 役員の報酬金額は次のとおりとする

会 長 年 額 5 7 6 , 0 0 0 円

2. その他の役員等の報酬は支給しない。

3. 2項にかかわらず、理事会と評議員会がテレビ会議、電話会議を含む出席者が一同に会するのと同等の相互に十分に議論を行うことができる方法によって開催された場合は、報酬として3, 5 0 0 円を支給する。また、理事会と評議員会が決議の省略による方法によって開催された場合も同額を支給する。

第4条費用弁償額（旅費）

那智勝浦町内で開催される理事会、監事会、評議員会及び委員会等に出席した役員等（会長を除く）には次表の旅費を支給する。

片道の距離	支給額
5 k m未満	3 , 5 0 0 円
5 k m以上 1 0 k m未満	3 , 9 0 0 円
1 0 k m以上 1 5 k m未満	4 , 1 0 0 円
1 5 k m以上 2 0 k m未満	4 , 3 0 0 円
2 0 k m以上 2 5 k m未満	4 , 5 0 0 円
2 5 k m以上 3 0 k m未満	4 , 7 0 0 円
上記以遠については、5 k m毎 2 0 0 円を加算する。	

※片道の距離の算出は、届けられた住所から事務所所在地までとする

2. 出張旅費については、那智勝浦町社会福祉協議会職員旅費規程を適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月18日から施行する。